

居宅介護サービス契約書
(介護予防) 訪問看護サービス

様

事業所名 訪問看護ステーションみつごうや
住 所 長岡市緑町2丁目4-5
電 話 0258-27-7310

訪問看護サービス契約書

(契約の目的)

第1条 訪問看護ステーションみつごうや（これ以降「事業者」と略します。）は、介護保険法及びその他の関係する法令ならびにこの契約書に従い、お客様が可能な限り居宅において、その心身の状態や有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、介護給付の対象となる訪問看護サービスを提供します。

(契約期間)

第2条 この契約の契約期間は次のとおりとします。

- 1 契約の開始日 年 月 日
契約の満了日 お客様の要介護（または要支援）認定の有効期間の満了日
- 2 契約満了日までに、お客様から契約を終わらせようとする申し出がない場合、契約は自動的に更新されます。

(利用料金及びその滞納など)

第3条 この契約に関わる利用料金は、契約書別紙のとおりです。

- 1 お客様が正当な理由なく、事業者を支払うべき利用料金を2か月分以上滞納したとき事業者は1か月以上の猶予期間をおいた上で支払いの期限を定め、この期限までにお客様が利用料金を支払わない場合は、契約を解約する旨通告することができます。通告を行った場合であっても、契約の継続を考慮し、お客様との調整のための努力をいたします。
- 2 第2項に定める通告を行った場合は、事業者は居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業所へその旨を連絡します。
- 3 事業者は、調整の努力を行い、かつ調整の期間（通告から1か月）を経過した場合、この契約を文書により解約することができることとします。

(利用料金の納入)

第4条

- 1 前条に定める利用料金については、サービスを利用した月ごとにまとめたうえで、サービスを利用した翌月の10日過ぎの訪問日に請求書を持参いたします。担当の看護師等に口座振替又は現金にてお支払いください。
- 2 利用料金のお支払いを受けた後に、利用料金の受領に関わる領収証を発行します。
- 3 個別に事情のある方は別途相談に応じます。

(お客様の解約権)

第5条

- 1 お客様は7日間以上の予告期間を設けることにより、この契約をいつでも解約することができます。
- 2 事業者のサービス提供にあたり、著しい不信行為があった場合は、前項の規定にかかわらず

予告期間を設けることなく、契約を解約することができます。

- 3 この規定により契約を解約する場合であっても、損害賠償請求の権利に影響を及ぼすものではありません。

(事業者の解約権)

第6条 事業者は、次の場合に限り契約を解約することができます。

- 1 (1) お客様の著しい不信行為があるなどの理由により、契約を継続することが困難になった場合。
(2) お客様が事業者の通常事業の実施区域外に転居し、事業者においてサービスの提供の継続が困難であると見込まれる場合。
- 2 事業者は、契約を解約する場合にあっても、その理由を文書によりお客様に示すこととします。
- 3 事業者は、契約を解約する場合においては、居宅サービス計画を作成した居宅介護支援事業へその旨を連絡し、またお客様の希望に応じて他の事業者への紹介をいたします。

(契約の終了)

第7条

- 1 この契約は、次のいずれかに該当する場合終了します。
 - (1) お客様から第2条第2項に定める契約を終了させようとする意思表示があり、契約期間が満了した場合。
 - (2) 第5条に定めるお客様からの解約の意思表示がなされ、予告期間を満了した場合。
 - (3) 第6条に定める事業者からの解約の意思表示がなされた場合。
 - (4) 次のいずれかに該当することにより、居宅介護サービスを提供することができなくなった場合。
 - ① お客様が介護保険施設に入所したとき。
 - ② お客様が認知症対応型共同生活介護及び地域密着型特定施設入居者生活介護または特定施設入居者生活介護等を受けることとなったとき。
 - ③ お客様が要介護認定または要支援認定を受けることができなくなったとき。
 - ④ お客様が死亡されたとき。

(損害賠償)

第8条

- 1 事業者は、居宅介護サービスの実施にあたり、お客様の生命・身体・財産などに損害を与えた場合、その損害を賠償します。ただし、その損害について事業者の責任を問えない場合については、この限りではありません。
- 2 事業者は、お客様の生命・身体・財産などに損害を与えた場合は、直ちにその原因、対応などの概況をお客様及びご家族様に状況を十分説明いたします。
- 3 事業者が、本来予定されていたサービスを事業者の都合により提供しなかったこと、またはその提供が不十分であったことにより損害を与えた場合についても、同様にその損害を賠償

します。

(苦情対応)

第9条

- 1 事業者は、提供されたサービスについてお客様からの苦情を受ける窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、お客様から苦情があった場合は、迅速かつ誠実に対応します。
- 2 お客様は、いついかなるときにおいても苦情の申し立てを行うことができ、また苦情の申し立てを行うことにより、事業者は一切、不利益な取り扱いをいたしません。
- 3 事業者は、必要に応じて新潟県国民健康保険団体連合会等へ苦情の概要について報告し、適切な対応について指示を仰ぎます。

(サービスの提供の記録など)

第10条

- 1 事業者はサービス提供の記録などにタブレット端末を使用します。
- 2 事業者は、サービス提供の記録などを作成完了後、完結の月から5年間は適切に保存し、お客様の要求に応じて閲覧に提供、あるいはその複写を交付します。
- 3 事業者は、第6条に定めた契約の終了にあたって必要があると認められる場合は、お客様の同意を得たうえで、お客様の指定する他の居宅介護支援事業者などへ、サービス提供の記録などの写しを交付するものとします。

(守秘義務)

第11条

- 1 事業者は、サービスを提供するうえで知り得たお客様及びご家族様に関する秘密及び個人情報については、正当な理由がない限り契約中、及び契約終了後においても第三者には漏らしません。また、職員の退職後も同様とします。
- 2 ただし、前項の規定にかかわらず、サービス担当者会議及び連絡調整を目的とした場合、目的外の利用をしないことを条件に、居宅サービス計画（介護予防サービス計画）に位置付けられた事業所、居宅サービス計画（介護予防サービス計画）を作成する居宅介護支援事業（介護予防支援事業者）、主治医、保険者に対しては、情報提供できるものとします。

(契約外条項)

第12条

- 1 介護保険法及びその他の関係する法令ならびにこの契約書に定めない事項については、お客様と事業者の協議により定めることとします。

契約書の内容について、事業者からの説明を受け、お客様の了解の元に、訪問看護サービスの提供に関する契約を締結します。上記契約の証として、本契約書を2部作成し、お客様及び事業者の双方が記名・押印の上それぞれ1部ずつを保有します。

令和 年 月 日 (事業所) 〒940-2105
新潟県長岡市緑町2丁目4-5
社会医療法人崇徳会
訪問看護ステーションみつごうや
管理者 石黒 久美子 印

(お客様) ご住所 _____

お名前 _____ 印

(代理人) ご住所 _____

お名前 _____ (続柄 _____) 印

